

事業種目	事業内容	支援事業の内容	実施基準	実施基準	事業実施主体
1 先進的技術の導入に向けた取り組み	○ データ農業、スマート農業等に必要な機械、設備等の整備に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動田植え機</li> <li>・ 無人農業散布機</li> <li>・ 草刈りロボット、</li> <li>・ ICT・IoT機器</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業費500千円以上</li> <li>ただし、1機器あたり50千円以上</li> <li>・ 1事業当たりの補助上限額は、15,000千円とする。</li> <li>・ 以下の①、②いずれかを満たすこと</li> <li>①受益農家10戸以上</li> <li>②受益農家3戸以上かつ 受益面積 土地利用型作物：3ha以上 果樹(露地)・野菜(露地)：2ha以上 果樹(施設)・野菜(施設)：1ha以上 花き：0.5ha以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国補事業等が導入できる場合は、国補事業等を優先する。</li> <li>・ 自力若しくは他の助成によって実施中の事業、又は既に完了した事業を本事業に切り換えて補助の対象とすることは認めないものとする。</li> <li>・ 事業実施主体が、国若しくは地方公共団体からの補助金、又は本事業以外の補助金を受ける場合は、当該補助金の対象事業費を本事業の対象外経費とする。</li> <li>・ 事業実施主体が農業法人の場合は、受益農家戸数の基準は適用しない。</li> <li>・ 機械付属品、付帯設備、及び設備の備品類については、機械導入目的、設備設置目的、利用計画及び機能保持上必要最小限のものを補助対象とする。</li> <li>・ 補助対象とする農業機械等は原則、新品であること。ただし、知事が必要と認める場合は、中古農業機械等(法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)から経過期間を差し引いた残存年数(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。)が3年以上の農業機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。</li> <li>・ 人件費、汎用性の高い機械(トラクター、バックホー、運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー等)、実施設計費、事務費、用地の買収又は賃借に要する費用は補助の対象としないものとする。</li> <li>・ 国の共済制度(又は民間の損害補償保険や動産総合保険等)に加入できる機械・設備等を整備する場合は、事業完了後、遅滞なく加入するものとする。</li> </ul>	農業協同組合 農業者等の組織する団体 新規就農者及び指導農業者等が組織する農業者集団 農業法人 その他知事が相当と認める団体等
2 4パーミル・イニシアチブの推進に向けた取り組み	○ 4パーミル・イニシアチブの推進に必要な機械・設備等の整備に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無煙炭化器</li> <li>・ 電動ハサミ</li> <li>・ 温室用ヒートポンプ</li> <li>・ バイオマス堆肥化装置</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1事業当たりの補助上限額は、2,500千円とする。</li> <li>・ 受益農家3戸以上</li> <li>・ 受益面積1機器あたり90a以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1事業当たりの補助上限額は、2,500千円とする。</li> <li>・ 受益農家3戸以上</li> <li>・ 受益面積1機器あたり90a以上</li> </ul>	その他知事が相当と認める団体等
3 異常気象への対応に向けた取り組み	○ 異常気象による病害の発生防止、安定生産に必要な機械・設備等の整備に係る経費	(防疫対策) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電動ブドウ巻きづる処理機</li> </ul> (気象災害対策) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 細霧冷房、二重カーテン、タコつぼ掘り機</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業費50千円以上</li> <li>ただし、1機器あたり50千円以上</li> <li>・ 1事業当たりの補助上限額は、10,000千円とする。</li> <li>(防疫対策)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益農家3戸以上</li> <li>・ 受益面積90a以上かつ1機器あたり30a以上</li> </ul> </li> <li>(気象災害対策)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益農家5戸以上または受益面積1ha以上</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業費50千円以上</li> <li>ただし、1機器あたり50千円以上</li> <li>・ 1事業当たりの補助上限額は、10,000千円とする。</li> <li>(防疫対策)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益農家3戸以上</li> <li>・ 受益面積90a以上かつ1機器あたり30a以上</li> </ul> </li> <li>(気象災害対策)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益農家5戸以上または受益面積1ha以上</li> </ul> </li> </ul>	その他知事が相当と認める団体等
4 その他知事が必要と認める取り組み	○ 上記とは別の知事が必要と認める経費				